



報道関係者 各位



令和4年11月28日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課  
課長 佐藤 存  
安全専門官 田川 健志  
(電話)018-862-6683

## 秋田労働局長による「年末公開安全衛生パトロール」を実施します

『令和4年度建設現場年末無災害運動』を展開

～ 12月に東北6労働局の局長が現場のパトロールを実施 ～

秋田労働局（局長 川口秀人）は、冬季における建設現場での死亡・重篤災害を防止するため、建設現場パトロールを下記により実施します。

秋田県内の建設業における休業4日以上労働災害による死傷者数は、10月末現在で241人と前年同期に比べ54人（28.9%）の大幅な増加となっており、さらに死亡者数も4人と前年同期に比べ1人増えており、非常に憂慮すべき事態となっています。

このような状況を踏まえ、秋田労働局及び各労働基準監督署では、県内の建設事業者に対して、労働災害防止対策徹底のための建設現場への指導を強化していますが、これから年末にかけて降雪や凍結などの影響による作業環境の悪化に加え、工期を意識しての工事の輻輳化など危険リスクが高まる傾向にあります。

このため、秋田労働局では建設現場における死亡・重篤災害防止に向けて、「令和4の年末も笑顔で過ごそう」をスローガンに、12月1日から同月31日までを「建設現場年末無災害運動」を行う期間とし、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることとしました。

期間中、県内の各労働基準監督署では工事施工業者に対し指導及び啓発を行うほか、秋田労働局長が下記により建設現場パトロールを実施します。当日はこの建設現場パトロールを公開します。

なお、12月1日～15日までの間に東北6県の労働局長による建設現場パトロールを一斉に行うこととしています。

報道機関の皆様におかれましては、労働災害防止及び建設現場の安全意識の高揚に向けた行政の取組について、関係者をはじめ広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いします。

記

1 日 時 令和4年12月2日（金）午前10時00分～午前11時30分

- 2 場 所 秋田市新屋南浜町 12-1  
3 施 工 者 沢木・中田・長田・日沼特定建設工事共同企業体  
4 工 事 名 運転免許センター・交通機動隊庁舎棟建築工事  
5 工事概要 庁舎棟新築 RC造3階建  
建築面積 2,771.79 m<sup>2</sup>  
延床面積 7,078.91 m<sup>2</sup>  
工期：令和3年10月11日～令和5年6月30日

6 パトロール実施者

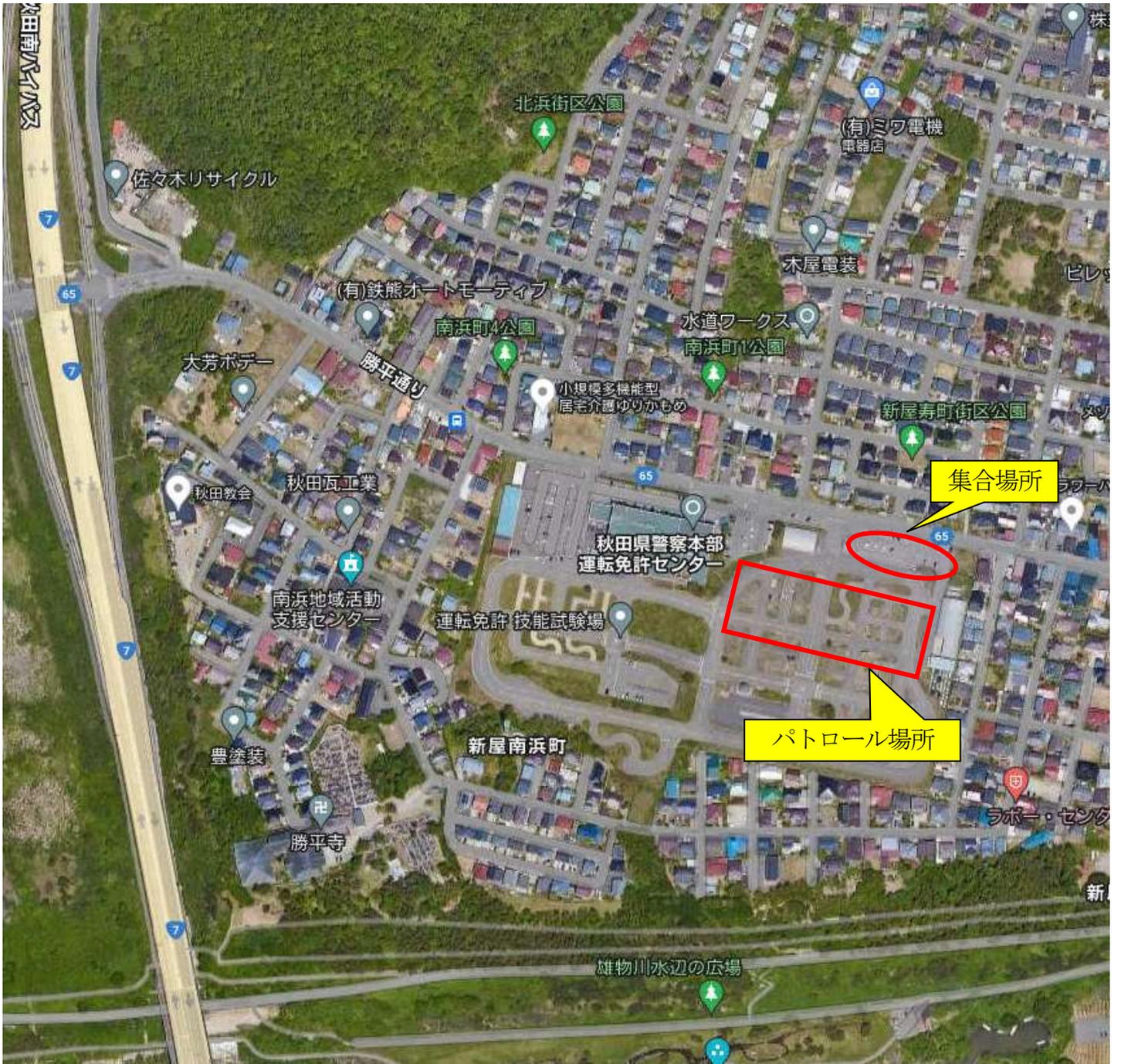
秋田労働局長ほか労働局・秋田労働基準監督署職員 5名  
建設業労働災害防止協会秋田県支部役員 3名

7 取材申込みについて

- ・ 取材を希望される方は、前日（12/1（木））の午後3時迄に秋田労働局健康安全課〈018-862-6683〉（安全専門官 田川あて）にご連絡ください
- ・ 当日は安全帽（ヘルメット）は各自持参願います。
- ・ なお、当日は、午前9時50分までに上記2の場所にお集まり下さい。（別添、現場案内図をご参照下さい）

- ※ 資料1 令和4年労働災害発生状況（10月末）  
資料2 令和4年死亡災害発生状況（令和4年10月31日現在）  
資料3 令和4年度 建設現場年末無災害運動パンフ

# 現場案内図



パトロール場所は、既存の「運転免許センター」の東側にある旧コース跡地です。

令和4年度建設業における秋田労働局及び建災防秋田県支部  
年末合同パトロール実施要領

1 実施日時 令和4年12月2日(金) 午前10時00分～11時30分

2 工事現場

- (1) 施工者 沢木・中田・長田・日沼特定建設工事共同企業体  
(2) 工事名 運転免許センター・交通機動隊庁舎棟建築工事  
(3) 現場所在地 秋田市新屋南浜町12-1  
(TEL 018-827-4796)

3 スケジュールについて (9:50現場事務所着)

- (1) 秋田労働局長挨拶 10:00～10:10  
(2) 施工者側工事概要説明 10:10～10:30  
(3) パトロールの実施 10:30～11:15  
(4) 講評、意見交換 11:15～11:30

4 参加者

所 属	職 名	氏 名	
秋 田 労 働 局	局 長	川 口 秀 人	挨 拶
	健康安全課長	佐 藤 存	進行管理
	産業安全専門官	田 川 健 志	司 会
	労働衛生専門官	佐々木真也	写 真
秋田労働基準監督署	署 長	佐々木一幸	講 評
	労働基準監督官	佐々木玲衣	
建設業労働災害防止協会 秋田県支部	代 議 員	伊 藤 満	
	代 議 員	渡 辺 憲 介	
	事 務 局 長	鈴 木 隆	

5 マスコミの取材対応等

健康安全課長が行います。

# 令和4年労働災害発生状況 (10月末)

秋田労働局  
(令和4年11月8日作成)

号別	業種別	年別		令和3年		令和4年		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署													
		令和2年(確定値)		令和3年(確定値)		1月~10月		1月~10月		3年		3年		3年		3年		3年		3年													
		死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上																				
1~17	全業種合計	7	1087	7	1220	6	949	10	1832	883	93.0	374	3	655	2	63	1	118	1	163	2	284	1	139	2	236	1	125	2	216	1	85	323
1	製造業	1	191	2	218	2	167	2	221	54	32.3	60	60	1	15	1	22	27	50	26	1	48	21	27	1	18	14						
	食品製造業	1	52	57	42	1	62	20	47.6	14	34	4	2	6	11	9	1	9	6	6	3												
	木材・木製品製造業	39	1	43	1	35	23	-12	-34.3	13	1	3	3	7	10	4	4	6	3	2	2												
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	30	37	32	18	-14	-43.8	16	5	2	3	5	4	1		2	5	6	1														
	一般・輸送用機械器具製造業	14	20	12	20	8	66.7	3	1	1	8	2	7	4		2	7	4		2	1												
	電気機械器具製造業	7	14	11	7	-4	-36.4	2	2	1				4	2						4	3											
	上記以外の製造業	49	1	47	1	35	1	91	56	160.0	12	17	4	1	6	7	18	4	33	5	12	1	3	5									
2	鉱業(鉱安法適用を除く)	2	3	2		-2	-100.0							1						1													
3	建設業	2	200	4	227	3	187	4	241	54	28.9	60	2	67	1	7	14	45	1	38	1	33	35	1	25	1	43	17	44				
	土木工事業	1	78	73	64	1	98	34	53.1	26	1	20	2	2	15	14	11	17	3	25	7	20											
	建築工事業	101	3	123	3	101	2	81	-20	-19.8	21	19	1	3	4	26	1	21	1	21	13	1	21	1	17	9	7						
	鉄骨・鉄筋家屋建築	16	18	16	9	-7	-43.8	2						6	5	4	1	1	2	3	1												
	木造家屋建築	63	3	77	3	60	2	60	0	0.0	9	13	1	1	2	18	1	15	1	13	10	1	15	1	15	4	5						
	その他の建設業	1	21	1	31	22	1	62	40	181.8	13	1	28	2	8	4	3	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	17					
4	運輸交通業	1	94	113	80	101	21	26.3	44	42	5	8	6	7	17	24	4	12	4	12	4	8											
	道路貨物運送業	84	95	72	70	-2	-2.8	38	36	5	8	5	5	16	5	4	8	4	8	4	8	4	8										
5	貨物取扱業	1	1	1	1	1	-					1																					
6-2	林業	3	39	1	37	1	32	2	23	-9	-28.1	2	1	2	3	1	8	1	5	5	1	5	7	4	8	5							
8	商業	196	192	141	1	189	48	34.0	58	1	83	14	13	18	32	17	22	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	22					
	小売業	173	161	120	1	147	27	22.5	44	1	63	10	12	18	20	14	16	17	15	17	15	17	17	17	17	17	21						
13	保健衛生業	144	214	173	839	666	385.0	86	275	12	46	28	124	20	82	16	93	11	219														
	社会福祉施設	109	154	120	549	429	357.5	52	169	10	14	23	89	13	61	13	86	9	130														
14	接客娯楽業	60	52	37	53	16	43.2	17	27	1	7	7	4	5	8	7	4																
	飲食店	20	26	20	25	5	25.0	14	17		4	2		2	1	2	1																
15	清掃・と畜業	51	32	21	1	28	7	33.3	10	16		3	7	4	2	2		1	3	2													
	上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17	109	131	109	136	27	24.8	37	83	7	2	16	20	14	10	27	13	8	8														

資料1

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

## 令和4年 死亡災害発生状況（令和4年 10 月 31 日現在）

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	横手	1月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (1年未満)	激突され	立木等	杉の間伐作業において、被災者は伐倒前作業として「杉立木周辺の除雪作業」を行っていた。被災者が作業していた箇所から沢を挟んだ反対側の斜面で同僚労働者が杉立木（直径 55cm、長さ 34.5m）をチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向がずれ、被災者に直撃した。
2	能代	3月	その他の化学工業 (1-8-9)	60歳代 (30～40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	業務のため乗用車を運転し、高速自動車道の片側一車線区間を走行中、対向車線に進入し、対向車と衝突した。
3	秋田	5月	電気通信工 事業 (3-3-1)	50歳代 (10～20年)	はさまれ、 巻き込まれ	高所作業車	電気通信工事において、約3度の勾配の公道上に停止した高所作業車の後方で、被災者がアウトリガーを格納しようとしたところ、高所作業車が逸走（後退）し、高所作業車後部と民家のブロック塀との間にはさまれた。
4	大館	6月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (10～20年)	飛来、落下	伐木等機械	杉の皆伐作業において、被災者が杉立木を伐倒しようとしたが、倒れなかったため、同僚が木材グラップル機を運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み持ち上げ、その先端寄りの側面で杉立木を押し倒そうとしたところ、掴んでいた杉丸太が落下し、真下にて伐倒方向の合図を行っていた被災者に当たった。
5	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (60～70年)	墜落・転落	用具	作業小屋の屋根の修理箇所を事前に確認するため、軒先に二連はしごをかけ、同僚がその下部を押さえ、被災者がはしごをのぼり下部から上部に移動したところ、上下連結部分のロック金具が外れていたため、はしごの上部が下方にスライドし、被災者が地面に墜落した。
6	秋田	7月	新聞販売業 (8-2-5)	50歳代 (5～10年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	新聞配達業務を終え、原付バイクを運転して事業場に戻るため、市道交差点を直進中、左側から交差点に進入してきた乗用車と衝突した。
7	大館	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (20～30年)	墜落・転落	足場	住宅の外壁等塗装工事において、一側足場上で二階の窓の養生作業を行っていたところ、約4.6m下のアスファルト舗装地面に墜落した。
8	秋田	9月	港湾海岸工 事業 (3-1-11)	30歳代 (1～5年)	交通事故 (その他)	その他の乗物	被災者は、港湾海岸工事現場に向かうため、クレーン船から横付けし固定している船（押し船）に降り、その後同僚が乗っている別の船（作業船）に乗り込み、操船を交代して現場に向かおうとしたところ、作業船が急に前進しクレーン船と押し船に接触して転覆し、同僚とともに落水した（同僚は救助された。）。
9	大曲	9月	産業廃棄物 処理業 (15-1-2)	40歳代 (1年未満)	墜落、転落	混合機、粉碎 機	産業廃棄物処理施設において、解体用つかみ機を運転操作して木材破砕機に木材を投入していた被災者が行方不明となり、木材破砕機及びその周辺から被災者の身体の一部が発見されたことから、被災者が何らかの原因により木材破砕機のホッパーに転落したものの。

## 令和4年 死亡災害発生状況（令和4年 10 月 31 日現在）

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
10	横手	10 月	パン、菓子 製造業 (01-01-04)	60 歳代 (10~20 年)	はさまれ、 巻き込まれ	エレベーター、リフト	被災者が、チェーンホイストを用いた荷物用エレベーターで 2 階の資材等を 1 階に下ろそうとしたが、搬器の観音開きの扉の片側が 2 階床に引っ掛かり停止したため、その扉を木槌で叩いて外したところ、ホイストのチェーンが緩んでいたことから搬器が下がり、左半身が搬器と 2 階床の間に挟まれた。



**安全第一**

# 建設現場 年末無災害運動

～ 令和4年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和4年 **12月1日～12月31日**



無災害で  
お願いします



**秋田労働局・各労働基準監督署**

# 秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和4年12月)実施要項

## 1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和4年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

## 2 現場における重点実施事項

### 1 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



## 3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

### 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

### 2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や安全帯の使用の徹底
- ② 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ③ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ④ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策を徹底
- ⑤ 適切な墜落制止用器具の使用
- ⑥ 保護帽(ヘルメット)の着用の徹底

### 3 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
- ② 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
- ③ 休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起

### 4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底



### 5 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底

### 6 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

### 7 感電災害の防止

- ① 停電作業または電路の移設、電線等の防護等
- ② 適切な器具の使用、保護具の着用等

### 8 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

